

(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業 第4回中間報告会 【Q&A】

2026年3月

十和田風力開発株式会社

※現時点での予定であり、今後の調査及び関係機関との協議等の結果により変更の可能性があります。

事業地 選定理 由

Q1 : どうしてこの場所を事業地とするのか?

A1 : 地域の皆様のご意見を伺いながら計画内容を精査していくことで、十和田(十和田湖・奥入瀬溪流等)・八甲田の景観と事業との共存が図れると考え、本事業地を選定しております。選定にあたっては、既に人の手が入っている放牧地も活用することで、大規模な森林伐採や地形改変を抑制し、自然環境への負荷を低減できると判断しました。また、既存の林道を活用・整備することにより、新規造成を最小限に抑えるとともに、地域への貢献として畜産業や林業の基盤強化にも資するものと考えました。保安林については、代替地の確保や植林を含めた対応が可能であり、保全機能や防災機能の維持が図れるものと整理しました。観光資源への視覚的影響についても、科学的分析に基づく低減策の検討が可能であると評価しました。これらの環境・景観面への配慮を前提とした上で、風況、系統接続、輸送条件といった技術的要件を総合的に検討した結果、本事業地を選定しております。

シラス 地帯

Q2 : 事業実施区域周辺はシラス（火山灰）地帯では?土砂災害が起こりやすいのではないかと?

A2 : 地質についてはボーリング等の調査により把握し、シラス（火山灰）地帯であるかどうかも含め土質特性を評価します。これらの結果を踏まえ、行政指導を受けながら、適切、かつ土砂災害のリスクに配慮した設計を行います。

準備書で 計画確定 なのか

Q3 : 準備書に進んだら計画が確定してしまうわけではないのか?

A3 : 準備書審査期間中にいただく住民の皆様のご意見および青森県知事意見、環境大臣意見、経産大臣勧告を踏まえ、計画へ反映いたしますので、準備書に進んだからといって計画が確定してしまうわけではございません。

調査結果

Q4 : 事業区域周囲には、どのような種が確認されたのか?

A4 : 調査範囲（対象事業実施区域及び周囲の一定範囲）を対象に現地確認を行いました。重要な種として鳥類ではガン類、イヌワシ、ヤマシギ、クマタカ、ハチクマ、サシバ、ハヤブサ、チョウゲンボウ、哺乳類におけるコウモリ類ではユビナガコウモリ、テングコウモリなどが確認されております。上記、重要種の発見状況や、事業計画を踏まえた生息環境への影響予測結果は準備書にてお示しいたします。

鳥類への影響

Q5 : バードストライク懸念はないのか。

A5 : 現地調査により事業区域周辺の鳥類の飛翔状況を確認し、本事業による鳥類への影響予測を実施しております。今後、衝突確率の計算結果を図書に掲載するとともに、行政機関による適切な審査を受けます。さらに、工事中および稼働後の影響を確認するため、事後調査も実施する方針です。

低周波音

Q6 : 風力発電の低周波音による健康被害について、国からの見解を知りたい。

A6 : 2013~2016年にて環境省にて「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」が開催されました。環境省からは「風車から発生する低周波音と人間の健康被害の明らかな関連を示す知見は確認されなかった」と公表されております。

眺望点

Q7 : 南あずまやを、眺望点や「人触れ」の地点として選定するのか。

A7 : 南あずまやについては、現時点では一般の観光客が利用できるようなアクセスや案内が十分ではないため、主要な眺望点や「人触れ」の地点として選定するものではないと考えています。一方で、将来的に利用が広がる可能性を踏まえ、南あずまやからの景観への影響を極力低減するよう配慮しております。

十和田湖 古道

Q8 : 風車が建つと、十和田湖・奥入瀬溪流の世界遺産登録ができなくなるのではないかと、もし世界遺産登録ができなくなった場合、どのように考えているのか。

A8 : 当社では、長崎県での計画において、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」から視認される位置に風車を計画した際、世界遺産の専門家、長崎県、文化庁の助言を得て遺産影響評価を実施しました。その結果、イコモスの審査でも遺産の価値を損なうものではないとの回答を得ており、近接して風車が存在することが直ちに世界遺産登録の支障になるとは限らないという実績を持っています。

また、熊野古道の例でも、世界遺産に登録されたのは一部のルートであり、大きく改変された区間は当初から推薦されていません。整備や迂回路を組み合わせながら連続性を保つことで観光資源として活用されている事例もあります。

十和田湖・奥入瀬溪流については、世界で唯一無二の価値を地元で明確化している段階と理解しています。世界文化遺産として登録を目指す場合、国内で文化財指定（特別名勝等）を受けている範囲が基礎となるため、当社としても、特別名勝のビュースポットから風車が名勝の眺めに極力影響を与えないよう、配置等に配慮しています。

したがって、地元の取り組みの方向性に合わせ、共存の在り方を検討しながら協力していく考えです。

牛への影響

Q9 : 牧場に風車が立地することで牛への影響はあるのか？

A9 : 牧場と風車の多くの共存事例は全国でもございますが、牛などへの影響についての報告事例は存じておりません。一つの事例として、六ヶ所村二又風力発電所(JWDグループ)が放牧場と共存しておりますが、2008年の運転開始から現在に至るまで影響があったとの報告・苦情は出ておりません。

濁水の影響

Q10 : 濁水が近隣河川に影響を及ぼさないよう、どのような対策を行うのか？

A10 : 工事で裸地が生じる場合には、転圧・養生・沈砂池の設置などの対策で濁水の発生・流出を抑え、水質（pH等）を確認のうえ基準を満たしてから放流します。

廃棄物処理

Q11 : 風車の設備が故障や寿命を迎えた後の廃棄物の処理方法を教えてほしい。どこで処理されたのか？

A11 : タワー、ナセル架台、ドライブトレインや、ケーブルに使用される銅線などは、有価物として適正に再利用されます。一方、外装のGFRPと芯材の木材で構成されるブレードについては、産業廃棄物処理法に基づき、許可を受けた業者に委託し、産業廃棄物として適正に処分します。過去の事例でも上記記載の通りです。

倒産したら
撤去は
どうなるか

Q12 : 運転期間中に事業者が倒産したら風車が撤去されず放置されたままにならないか不安である。例えば、事業期間中で撤去費用の積み立てを行い、積み立て途中で倒産したらどうなるのか？

A12 : 【撤去費用に関して】

必要な撤去費用相当額を予め試算したうえ、その費用相当額を事業期間である20年間を通じて、毎年積み立てをする運用としており、その財源確保を図っていく所存です。

【倒産に関して】

前提として、きちんと事業計画を策定し、金融機関の審査を受けたうえで支援も受け、必要な保険等にも 加入し事業を遂行致しますので、倒産するという事態は極めて発生する可能性は低いものと考えております。

原状回復

Q13 : 事業終了後の原状回復について教えてほしい。基礎および基礎杭の撤去の考え方はどうなのか？

A13 : 原則として基礎杭を含めすべて撤去のうえ、原状回復いたします。ただし、地権者や行政機関と協議のうえ、原状回復より有効と考えられる対応があると考えられた場合は、その対応も視野に入れ検討いたします。